

# 資料編



# 目 次

- 用語の意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1～2
- 関係機関等の連絡先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3～4
- 様式集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5～9



## 用 語 の 意 義

本計画における主な用語の意義及び用法は、次のとおりとする。

用 語	意 義 及 び 用 法
NBC	「Nuclear」(核)、「Biological」(生物)、「Chemical」(化学)の総称
基本指針	「国民の保護に関する基本指針」(平成29年12月19日閣議決定)をいう。
救援物資	救援の実施に必要な物資(医薬品、食品、寝具、その他政令で定める物資)をいう。
緊急処理事態	武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要な事態をいう。
緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材、その他国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材をいう。
県	青森県を指し、特に区別して記載していない場合は、知事及びその他の執行機関を含む。
県国民保護計画	青森県国民保護計画をいう。
県対策本部	青森県国民保護対策本部又は青森県緊急処理事態対策本部をいう。
国民保護措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関が法の規定に基づいて実施する事態対処法第22条第1号に掲げる国民の保護に関する措置(武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするための措置。ただし同号に掲げる措置は、対処基本方針が廃止された後のものを含む。)をいう。
国民保護法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)を指す。なお、図表等で、単に「法」と表記している場合もこの法律を指す。
要配慮者(避難行動要支援者)	次のいずれかに該当する者をいう。 1  自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知することが不可能又は困難な者 2  自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知しても適切な行動をとることが不可能又は困難な者 3  危険を知らせる情報を受け取ることが不可能又は困難な者 4  危険を知らせる情報を受け取ることが可能であっても、それに対して適切な行動をとることが不可能又は困難な者 例えば、高齢者、障害者、乳幼児、外国人、妊産婦、旅行者(観光客等)等が考えられる。
要配慮者(避難行動要支援者)名簿	災害対策基本法第49条の10において作成を義務づけられており、災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。 また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、町は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者(避難支援等関係者)に提供することが求められている。
町	おいらせ町を指し、特に区別して記載していない場合は、町長及びその他の執行機関を含む。
町国民保護計画	おいらせ町国民保護計画をいう。
町対策本部	おいらせ町国民保護対策本部又はおいらせ町緊急処理事態対策本部をいう。

用語	意義及び用法
事態対処法	武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるわが国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）を指す。
事態対処法施行令	武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるわが国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成15年政令第252号）を指す。
指定行政機関	省庁など、国の行政機関で、事態対処法施行令第1条で定めるものをいう。
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信、その他の公益的事業を営む法人で、事態対処法施行令第3条で定めるものをいう。
指定地方行政機関	国の地方行政機関で、事態対処法施行令第2条で定めるものをいう。
指定地方公共機関	青森県の区域において、電気、ガス、輸送、通信、医療、その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社、その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、知事が指定するものをいう。
消防機関	八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部、おいらせ消防署、おいらせ消防署北分遣所及びおいらせ町消防団をいう。なお、文脈の中で、同一の意味で「消防」との表記も用いている。
消防本部	八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部をいう。
消防署	八戸地域広域市町村圏事務組合のおいらせ消防署及びおいらせ消防署北分遣所をいう。
消防長	八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部消防長をいう。
自主防災組織	大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織をいう。
生活関連等施設	発電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設など国民生活に関連のある施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設で国民保護法施行令第27条で定める施設及び国民保護法施行令第28条で定める危険物質等の取扱所をいう。
対処基本方針	武力攻撃事態等に至ったときに政府がその対処に関して定める基本的な方針のことをいう。
知事	青森県知事を指す。
特定公共施設等	港湾施設、飛行場施設、道路、海域、空域及び電波をいう。
特定物資	救援物資であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うものをいう。
避難住民等	避難住民及び武力攻撃災害による被災者をいう。
武力攻撃	わが国に対する外部からの武力攻撃をいう。
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生じる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出、その他の人的又は物的災害をいう。
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。
要避難地域	住民の避難が必要な地域をいう。
ライフライン施設	上下水道、電気、ガス、通信等に係る施設をいう。

○関係機関の連絡先

名 称	所 在 地	電話番号	備考
青 森 県	青森市長島一丁目1-1	017-734-9089	防災危機管理課
三沢警察署	三沢市平畑一丁目1-38	0176-53-3145	
八戸地域広域市町村圏事務組合 おいらせ消防署	おいらせ町黒坂谷地6-14	0178-56-2525	
陸上自衛隊八戸駐屯地	八戸市大字市川町字桔梗野官地	0178-28-3111	
海上自衛隊第2航空群	八戸市河原木字高館	0178-28-3011	幕僚室
航空自衛隊三沢基地	三沢市後久保125-7（基地内）	0176-53-4121	北部航空方面隊司令部
東北防衛局	仙台市宮城野区五輪一丁目3-15	022-297-8211	業務課
三沢防衛事務所	三沢市平畑一丁目1-31	0176-53-3116	業務課
八戸海上保安部	八戸市築港街二丁目16	0178-33-1221	警備救難課
東北地方整備局 八戸港湾・空港整備事務所	八戸市沼館四丁目3-19	0178-22-9391	
東北地方整備局青森河川国道事務所 八戸国道出張所	八戸市下長一丁目5-4	0178-28-1613	
東北地方整備局青森河川国道事務所 八戸出張所	八戸市長苗代二丁目5-8	0178-28-2626	
青森地方気象台	青森市花園一丁目17-19	017-741-7413	
東北森林管理局三八上北森林管理署	十和田市西二番町1-27	0176-23-3551	
東北農政局青森県拠点	青森市長島一丁目3-5	017-775-2151	
東北運輸局青森運輸支局 八戸海事事務所	八戸市築港街二丁目16	0178-33-0718	
東京航空局三沢空港事務所	三沢市大字三沢字下夕沢83-197	0176-53-2461	
東北総合通信局	仙台市青葉区本町三丁目2-23	022-221-0684	無線通信部陸上課
十和田労働基準監督署	十和田市西二番町14-12	0176-23-2780	第2課
三沢公共職業安定所	三沢市桜町三丁目1-22	0176-53-4178	管理課
三八地域県民局地域健康福祉部	八戸市大字尻内町字鴨田7	0178-27-5111	
三八地域県民局地域整備部	八戸市大字尻内町字鴨田7	0178-27-5151	
三八地域県民局地域農林水産部	八戸市大字尻内町字鴨田7	0178-27-4024	
上北地域県民局地域整備部	十和田市西十二番町20-12	0176-23-4311	
上北地域県民局地域農林水産部	十和田市西十二番町20-12	0176-23-5388	
上北教育事務所	七戸町字蛇坂55-1	0176-62-2128	総務課
八戸圏域水道企業団	八戸市南白山台一丁目11-1	0178-70-7000	担当部署
百石郵便局	おいらせ町上明堂98-7	0178-52-2460	

名 称	所 在 地	電話番号	備考
下田郵便局	おいらせ町馳下り1-4	0178-56-2100	
二川目郵便局	おいらせ町二川目二丁目78-18	0178-53-2233	
日本赤十字社青森県支部	青森市長島一丁目3-1	017-722-2011	
青い森鉄道(株)	青森市篠田一丁目6-2	017-752-0330	
東日本電信電話(株) 青森支店	青森市橋本二丁目 1-6	017-774-9550	
東北電力ネットワーク(株) 三沢電力センター	三沢市中央町一丁目5-4	0176-57-0980	総務担当個所
(株)ドコモCS東北 青森支店	青森市中央3-19-1	017-774-6001	
(一社)上十三医師会	十和田市西十二番町14-8	0176-62-3289	
十和田観光電鉄(株)	十和田市稲生町17-3	0176-23-3131	乗合自動車部
(一社)青森県エルピーガス協会 上十三支部	十和田市大字三本木字一本木 沢19-1	0176-23-1396	
青森県石油商業組合八戸支部	八戸市大字白銀町字三島下95	0178-33-3637	
青森県トラック協会上十三支部	十和田市大字三本木字一本木沢213-2	0176-23-3977	事務局
東日本高速道路株式会社 東北支社八戸管理事務所	八戸市北白山台五丁目-5-1	0178-27-2100	
おいらせ町商工会	おいらせ町中下田123-7	0178-56-2511	事務局
十和田おいらせ農業協同組合 ももいし支店	おいらせ町上前田7-3	0178-52-3341	
十和田おいらせ農業協同組合 下田支店	おいらせ町馳下り55	0178-56-3311	
百石町漁業協同組合	おいらせ町一川目一丁目73-930	0178-52-2385	総務課
おいらせ町社会福祉協議会	おいらせ町下前田158-1	0178-52-7066	事務局
日本通運(株)八戸支店	八戸市八太郎五丁目21-21	0178-20-3040	
東奥日報社三沢支局	三沢市幸町1-3-24	0176-53-3031	
デーリー東北新聞社三沢総局	三沢市桜町二丁目12-3	0176-53-2495	
NHK八戸支局	八戸市堤町4-7	0178-43-9211	放送部
青森放送(株)八戸支社	八戸市根城五丁目5-27	0178-43-5161	
青森朝日放送(株)八戸支社	八戸市十三日町1	0178-47-2111	
青森テレビ(株)八戸支社	八戸市大字長苗代字二日市10-3	0178-70-1177	
(株)エフエム青森八戸支局	八戸市廿三日町10	0178-24-2150	